

令和2年度

第11回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和3年1月14日

湯沢市農業委員会

第11回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和3年1月14日(木)午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後1時38分

閉会 午後2時29分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	杳澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
9番	西村 一	19番	高橋 伸太郎(会長)
10番	加藤 エリ子		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席
(午後1時38分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 高橋 里治

主 幹 高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・報告第10号 第5回農地対策専門委員会の報告
- ・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 申請許可状況

3 議 案

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第55号 湯沢農業振興地域整備計画変更案に対する意見について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 1 時38分 委員総数19名中ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、13番 佐々木 昇 委員、14番 藤谷 清志 委員、の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 3 件、議案 4 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第10号 第5回農地対策専門委員会の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>(10番 加藤 エリ子委員、挙手)</p> <p>10番 加藤 エリ子委員。</p>
議 長	<p>(第5回農地対策専門委員会報告、説明朗読)</p> <p>報告第10号 第5回農地対策専門委員会の報告についてご質問はありますか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
高橋主幹	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページから3ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は17件、面積94,466㎡であります。解約理由は、整理番号第51号、58号、59号、60号、61号、65号、66号は借人の都合による、整理番号第52号、53号、54号、55号、56号は農業経営縮小のため、整理番号第57号、64号は契約内容を変更するため、整理番号第62号は第三者へ所有権移転するため、整理番号第63号、67号は第三者に利用権設定するためとなっております。</p> <p>次に2申請許可状況であります。議案書4ページをご覧ください。転</p>

	<p>用案件は2件、転用事業計画変更案件は1件で、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった5条所有権移転申請番号第14号と事業計画変更申請番号第1号は12月11日付けで許可し、5条使用貸借権設定申請番号第3号は秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、12月23日付けで許可しております。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>(議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和3年1月14日提出。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。使用貸借権設定は1件、面積1,709㎡であります。申請事由は農業廃止のためであります。</p> <p>次に議案書7ページをご覧ください。賃貸借権設定は2件、面積3,823㎡であります。申請事由は、申請番号第11号、12号とも高齢による経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書8ページから9ページをご覧ください。所有権移転は4件、面積4,129.6㎡であります。申請事由は、申請番号第48号、50号は農業廃止のため、申請番号第49号は病気等による労力不足のため、申請番号第51号は相手方の要望によるとなっております。申請番号第50号は贈与となっております。その他の案件の売買価格は総会資料記載のとおりであります。</p>

	<p>す。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
<p>17番</p>	<p>所有権移転申請番号第48号の譲渡人は施設に入所しているのになぜ農業廃止なのか。</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>所有権移転申請番号第48号の譲渡人は施設に入所しており、譲渡人の家族が耕作していたと思われれます。事由が農業廃止の理由は、譲渡人が耕作している面積と売買する面積が同じであり、耕作する農地がなくなるためであります。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第52号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋主幹。</p> <p>(議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p>

高橋主幹	<p>議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和3年1月14日提出。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで、議案書11ページから13ページの利用権設定整理番号第331号、332号、335号、336号、337号、338号、339号、340号、341号、342号、は3番 瀬川 等 委員、議案書13ページから14ページの整理番号第343号、344号は6番 宮原 正明 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号第331号、332号、335号、336号、337号、338号、339号、340号、341号、342号を審議しますので、3番 瀬川 等 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(3番 瀬川 等 委員、退席) (午後1時52分)</p>
議長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議長	<p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
高橋主幹	<p>(議案第53号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第331号、332号、335号、336号、337号、338号、339号、340号、341号、342号について、朗読説明)</p> <p>議案書11ページから13ページをご覧ください。利用権設定整理番号第331号、332号、335号、336号、337号、338号、339号、340号、341号、342号は、賃貸借権の再設定で、面積は83,223㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第331号、332号、335号、336号、337号、338号、339号、340号、341号、342号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(3番 瀬川 等 委員、着席) (午後1時53分)</p>
議 長	<p>次に、利用権設定整理番号第343号、344号を審議しますので、6番 宮原 正明 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(6番 宮原 正明 委員、退席) (午後1時54分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長 高橋主幹	<p>高橋主幹。</p> <p>(議案第53号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第343号、344号について、朗読説明)</p> <p>議案書13ページから14ページをご覧ください。利用権設定整理番号第343号、344号は、賃貸借権の新規設定で、面積は7,018㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま</p>

議 長	<p>す。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第343号、344号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(6番 宮原 正明 委員、着席) (午後1時55分)</p>
議 長	<p>次に、議案第53号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主幹。</p> <p>(議案第53号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p>
高橋主幹	<p>議案書14ページから17ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃貸借権が9件、面積は91,237㎡であります。新規の設定が6件、再設定が3件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。使用貸借権は2件、面積は1,073㎡であります。すべて新規の設定であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第53号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。続きまして、所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
高橋主幹	<p>(議案第53号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書17ページをご覧ください。所有権移転は2件、面積は10,369㎡であります。申請事由はすべて経営拡張のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第53号の所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。次に議案第54号「農地法第5条の規定による許可申</p>

<p>議長</p>	<p>請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>(議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和3年1月14日提出。</p> <p>議案書19ページ、議案付属資料は8ページから14ページをご覧ください。申請地は、字田沢75-2、地目は田、面積は240㎡であります。</p> <p>申請内容は、事業拡大により農業生産業務に従事する社員、パートが増加し駐車場が不足していることから申請地を借り受けて駐車場を整備するための転用であります。なお、近隣で行われている基盤整備事業の残土が申請地に盛土されており、転用事業のための盛土ではないということでありましたが、事前着工と受け取れる行為であったことから残土の除去を求め、除去されたことを確認しております。また、顛末書も提出されております。申請地は、市立湯沢南中学校から南西へ約0.3km、三関インターから北東へ約0.5kmに位置し、東側は水路、西側は宅地、南側は道路、北側は雑種地に隣接しております。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断しております。事業計画は、高さ1m、土量200m³の造成工事を行い、10台分の駐車場を整備するものです。事業費は、用地借上経費200,000円(年額)、造成・整地経費1,000,000円、測量・登記経費300,000円、計1,500,000円である。資金計画は全額自己資金となっており、預金通帳の写しにより確認しております。被害防除計画は東・西・北側は法面保護、南側は道路にすり付けるものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。申請地は第1種農地であるが、農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施</p>

	<p>設そのた地域の農業振興に資する施設であり、農地法第5第2項ただし書きに該当するものと考えます。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、9番 西村 一 委員から報告願います。</p>
議 長 9 番	<p>(9番 西村 一 委員、挙手)</p> <p>9番 西村 一 委員。</p> <p>議案第54号の現地確認について報告いたします。</p> <p>12月24日、10番 加藤 エリ子 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしまりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請地において盛土されていた残土が除去されたことを確認しております。また、申請者からは顛末書が提出されております。</p> <p>周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第54号の農地法第5条の規定による許可申請について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第54号の農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第54号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答</p>

申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。次に、議案第55号「湯沢農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。

（高橋主幹、挙手）

議長

高橋主幹。

（議案第55号「湯沢農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について」を朗読）

高橋主幹

議案第55号「湯沢農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について」湯沢農業振興地域整備計画の変更（案）についての協議があり、市長に回答する必要があるので意見を求める。令和3年1月14日提出。

議案書21ページをご覧ください。湯沢農業振興地域整備計画の土地利用計画変更は4件です。

はじめに、No.1の案件について説明いたします。参考資料は3ページから17ページをご覧ください。除外目的は来客者用駐車場、所在は稲庭町字稲庭23番、面積は157㎡であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料3ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、計画地は既存の店舗の隣接地であります。ピーク時には一日400人を超える来客があり、店舗前の狭い駐車場（10台未満）はすぐに満車となる状況であります。少し離れた姉妹店や工場の駐車場を案内するが、理解を得られない場合は路上駐車されてしまうことがあります。また、徒歩が困難な来客者は店舗すぐ前の駐車場に駐車するため、後続車の進路をふさぐように路上に待機したり、辺りに構わずノロノロと運転することも多く、近隣住民に迷惑をかけている状況であります。

既存の駐車場のキャパシティが限界であることから、問題を解決するために、約50台分の駐車場の増設が必要となりました。今般、やむを得ず当該地を選定しましたが、一部が農用地区域内の農用地であることから除外する必要が生じたもので、駐車場増設のためには、必要最小限の面積であり、客の利便性向上と地域の安全確保のため必要であると認め

られることから、当該申出地の規模は適当であると判断しております。

また、農用区域外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由については、現在の状況や条件を考えると、当該地以外に種々の条件を充たす土地はないと思われ、やむを得ないものと判断しております。

第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は集落周辺部に位置し、事業計画者の店舗や市道に近い土地で、面積規模もそれほど大きくないため、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれはないものと判断しております。

第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は近年耕作しておらず、また、所有者は認定農家ではないため、担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、未整理農地で特に管轄の土地改良区や水利組合は存在しません。そして、水路機能等に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、未整理農地であり、土地改良事業は実施しておりません。

次に、No.2の案件について説明いたします。参考資料は18ページから30ページをご覧ください。除外目的は一般住宅建築、所在は川連町字道下50番2、面積は391㎡であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料18ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、事業計画者は現在の住宅に両親や兄夫婦家族等8人で暮らしていますが、今後同居家族が増える予定があり、実家での暮らしでは手狭になることから、独立して暮らすことを決め、実家近くに住宅新築を計画したものです。

近隣の農用地以外の土地を探しましたが、所有者の承諾を得ることができず、やむを得ず事業計画者の父が所有する農地の一部を選択したものでありますが、夫婦が住む敷地としては必要最小限の面積であり、適当な規模であると判断しております。

また、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由については、近隣の白地や区域外を探しましたが、折り合いが付かず当該地以外には適地を見つけることができなかつたため、隣接地以外にはなくやむを得ないものと判断しております。

なお、周辺は既に数件の住宅があり、近隣住民へ迷惑を掛ける恐れも極めて低いと判断しております。

第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、住宅地の隣接地に拡張されるため、特別農地を分断するわけでもなく、農用地の集団化に支障はないものと判断しております。

第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、計画農地は自家用野菜栽培の転作農地であります。耕作者は認定農家ではないため、担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、未整理農地で特に管轄の土地改良区や水利組合は存在しません。そして、水路機能等に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、未整理農地であり、土地改良事業は実施しておりません。

次に、No.3の案件について説明いたします。参考資料は31ページから50ページをご覧ください。除外目的は一般住宅建築、ハム工房及び資材置場、所在は皆瀬字桜坂19番1、19番2、19番3、19番4、20番1、20番2、面積は2,324㎡であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料31ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、申出者は、障がい者福祉サービス事業を運営していますが、既存の作業・居住スペース、資材置場等が手狭であったことから、新たな土地を確保しようと適地を探しました。

当初、農用地以外の土地を求める予定でありましたが、所有者との交渉で妥協点が見つからず不調に終わったこと、また、施設の運営や利用者の利便性を考えれば、隣接地が最も適していることからやむを得ず当該地を選定したものであります。

農用地区域であるため、拡張には除外が必要であります。自立支援事業利用者の作業場や住居の確保、敷地内での安全な作業を確保するため現有敷地の拡張を余儀なくされていることを鑑みると、今般の申出面積は適当であると判断しております。

また、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由については、現在の状況や条件を考えると隣接地以外にはなく、やむを得ないものと判断しております。なお、民家とは離れた場所に存在しており、地域住民へ迷惑を掛ける恐れが極めて低いと判断しております。

第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、現在敷地の隣接地に拡張されるため、特別農地を分断するわけでもなく、農用地の集団化に支障はないものと判断しております。

第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は近年耕作しておらず、所有者は認定農家でもないため、担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、未整理農地で特に管轄の土地改良区や水利組合は存在しません。そして、水路機能等に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、未整理農地であり、土地改良事業は実施しておりません。

次に、No.4の案件について説明いたします。参考資料は51ページから61ページをご覧ください。参考資料は湯沢市農業振興地域整備促進協議会の資料の写しですが、53ページの写真の土地の所在が湯沢市山田字福島尻31番、32番、33番と表記されております。正しくは湯沢市二井田字掬ノ上24番2、25番1となります。

除外目的は資材置場、所在は二井田字掬ノ上24番2、25番1、面積は3,825㎡であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料51ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、申出者は一般土木建築工事の設計および請負、それに附帯する

一切の業務を経営しておりますが、事業の拡大に伴い資材置場が手狭になっております。

当初、近くの白地の確保を目指しておりましたが、土地所有者の同意が得られず交渉が不調に終わった経緯があり、やむを得ず当該地を選定しましたが、農用地区域であるため、拡張には除外が必要となったものであります。

用途や通路及び雪寄せスペースを考えた必要最小限の面積であり、今後の作業の利便性向上と安全確保のためには必要であると認められることから、当該申出地の規模は適当であると判断しております。

また、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由については、先ほど説明しましたように、拡張であるため隣接地以外にはなく、その全ては農用地区域であるため、やむを得ないものと判断しております。

第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、現有敷地の隣接地に拡張されるため、特別農地を分断するわけでもなく、農用地の集団化に支障はないものと判断しております。

第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は近年耕作しておらず、所有者は認定農家でもないため、担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、未整理農地で特に管轄の土地改良区や水利組合は存在しません。そして、水路機能等に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、未整理農地であり、土地改良事業は実施しておりません。

議長

暫時休憩します。(午後2時19分)

議長

再開します。(午後2時21分)

議長

議案第55号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。

9 番	No.4 の申出地に隣接する道路は何メートルか。
高橋主幹	申出地に進入する道路のことかと思いますが、申出地に接している道路からの進入ではなく、参考資料53ページの下の写真に申出地の下に建物があります。見にくいですがその建物の右側に進入路があります。
9 番	No.2 の皆瀬字桜坂はどこにあるのか。
高橋主幹	若畑集落に行く途中にあります。 他にご質問ありませんか。
議 長	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、議案第55号について採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第55号「湯沢農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について」は、異議ない旨の意見を付して市長に送付することといたします。 これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 (午後2時29分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和3年1月14日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 13番 佐々木 昇 

署名委員 14番 藤谷 清志 